

DX 認定制度 申請要項
別添資料 2. 用語集

経済産業省 情報技術利用促進課
独立行政法人情報処理推進機構

初版：2025 年 8 月 27 日（申請要項 第 4 版対応）

改訂履歴

版数	改訂日	改訂内容
初版	2025 年 8 月 27 日	申請要項の別添資料として再編集し初版として公開

用語集

本資料は DX 認定制度で用いられる用語について説明する資料です。

1. DX

デジタルトランスフォーメーション。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

参考：経済産業省「デジタルガバナンス・コード」

<https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dgc/dgc.html>

2. DX 認定制度

「情報処理の促進に関する法律」に基づく認定制度として以下が創設され、当ガイダンスでの呼称として定義したもの。

- ・ 「企業経営における戦略的なシステムの利用の在り方を提示した指針を国が策定し、
- ・ 指針を踏まえ、申請に基づき、優良な取組を行う事業者を認定する。」

3. 情報処理促進法

正式名称は「情報処理の促進に関する法律」で、情報化社会の進展を踏まえ、情報処理の促進について定めた法律。令和 2 年 5 月 15 日の改正に伴い、DX 認定制度が開始された。

参考：e-gov 法令検索「情報処理の促進に関する法律」

<https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000090#Mp-Ch_3>

4. 指針

経済産業大臣告示の「情報処理システムの運用及び管理に関する指針」を、当ガイダンスでの呼称として略記したもの。令和 2 年 5 月 15 日施行の改正情報処理促進法に基づき、企業経営における戦略的なシステムの利用の在り方を提示している。

5. 情報処理の促進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）

令和 2 年 5 月 15 日施行の改正情報処理促進法に基づき定められ、この中の第 3 章（第 41 条 第 2 号 を除く）にて DX 認定制度の規則等を提示している。

参考：e-gov 法令検索「情報処理の促進に関する法律施行規則」

<https://laws.e-gov.go.jp/law/428M60000400102#Mp-Ch_3>

6. デジタルガバナンス・コード

企業の DX に関する自主的取組を促すため、デジタル技術による社会変革を踏まえた経営ビジョンの策定・公表といった経営者に求められる対応を取りまとめたもの。

参考：経済産業省「デジタルガバナンス・コード」

<https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dgc/dgc.html>

7. 実務執行総括責任者（経営者）

経営者、もしくは経営者と同等の権限・責任を有する者。当ガイダンスでは、これらを総称して「経営者」と記載する場合がある。

8. 意思決定機関

会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社（以下「会社」という。）のうち、取締役会設置会社（会社法第 2 条第 7 号に規定する取締役会設置会社をいう。以下同じ。）にあっては取締役会、取締役会設置会社でない会社及びその他の法人又は団体にあっては取締役会に準ずる機関をそれぞれ指す。

※指針や省令においては、上記のように定め、当該機関を設けている場合には、経営ビジョンの策定や戦略の方向性の決定等に際して、その役割・責務を適切に果たし、また、これらの実現に向けて取組を行う実務執行総括責任者（経営者）を監督すること、としている。

9. ビジネスモデル

企業が事業を行うことで、顧客や社会に価値を提供し、それを持続的な企業価値向上につなげていく仕組みのこと。具体的に、有形・無形の経営資源を投入して製品やサービスをつくり、その付加価値に見合った価格で顧客に提供する、「一連の流れ」を指す。

10. DX 推進指標

経営者や社内の関係者が DX の推進に向けた現状や課題に対する認識を共有し、アクションにつなげるための気付きの機会を提供するもの。

参考：独立行政法人情報処理推進機構「DX 推進指標のご案内」

<<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html>>

11. SECURITY ACTION 制度

中小企業自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度のこと。

参考：独立行政法人情報処理推進機構「SECURITY ACTION セキュリティ対策自己宣言」

<<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/index.html>>

12. 中小企業

中小企業基本法第 2 条第 1 項で定義する「中小企業者」及び「小規模企業者」のこと。

参考：中小企業庁「中小企業の定義に関するよくある質問」

<https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html>

13. DX 推進ポータル

DX に関する各種申請サービスを提供するシステムのこと。当ポータルサイトより DX 認定制度への申請が可能。利用には、デジタル庁が発行する「G ビズ ID」が必要である。

参考：独立行政法人情報処理推進機構「DX 推進ポータル ログイン画面」

<<https://dx-portal.ipa.go.jp/>>

14. G ビズ ID

デジタル庁が提供する、法人・個人事業主向け共通認証システム。G ビズ ID を取得すると、一つの ID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできる。DX 認定制度で申請を行うに当たって、本 ID の取得が必要となる。G ビズ ID には、G ビズ ID プライム、G ビズ ID メンバー、G ビズ ID エントリーという 3 種類のアカウントがあり、DX 認定制度では、3 種類のいずれも利用ができ、DX 推進ポータルでのログイン認証に使用される。

参考：デジタル庁「G ビズ ID ホームページ」<<https://gbiz-id.go.jp/top/>>

15. サイバーセキュリティ経営ガイドライン

サイバー攻撃から企業を守る観点で、経営者が認識する必要がある「3 原則」、及び経営者がサイバーセキュリティ対策を実施する上での責任者となる担当幹部（CISO 等）に指示すべき「重要 10 項目」をまとめたもの。

参考：経済産業省「サイバーセキュリティ経営ガイドラインと支援ツール」
<https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng_guide.html>

16. 標準処理期間

申請受理後から認定結果の通知までに要すべき、標準的な目安となる期間。DX 認定制度として定めた処理日数のことで、「60 営業日」としている。

標準処理期間には、次のような期間は算入されない。

- 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで
- 申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間

※申請の内容や混雑具合などによって、実際の処理期間がこれを超えることもある。

※留意事項等を含む詳細については、以下の資料を参照。

参考：独立行政法人情報処理推進機構「DX 認定制度 申請から認定取得までの期間について」
<<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/ug65p90000001jbd-att/000093602.pdf>>

17. 新規申請

認定されていない事業者が、認定の適用を受けるための申請。情報処理促進法第 28 条に基づき、認定を受けようとする事業者向けのもので、経済産業大臣宛の「認定申請書」を中心に提出後、書類審査により認定適用となる。申請内容に不備がある場合は、同書類の訂正により再申請を行う。なお、「認定申請書」は情報処理促進法施行規則第 40 条に基づき「様式第 16」として様式が定められている。

DX 認定の認定基準に適合していると判断できる状態になった時点で申請可能であり、申請期限はない。申請内容に不備があった場合でも、修正のうえ何度でも再申請が可能である。

18. 更新申請

認定適用中の事業者が、認定の更新の適用を受けるための申請。情報処理促進法第 29 条第 1 項に基づき、認定の更新を受けようとする事業者向けのもので、経済産業大臣宛の「認定更新申請書」を中心に提出後、書類審査により認定の更新が適用となる。申請内容に不備がある場合は、同書類の訂正により再申請を行う。なお、「認定更新申請書」は情報処理促進法施行規則第 42 条に基づき「様式第 17」として様式が定められている。

現在の認定適用日の 20 ヶ月後（現在の認定適用期限の 4 ヶ月前の翌日）から申請可能であり、申請期限は認定適用期限の 60 日前まで。申請後の再申請は認定適用期限まで可能だが、審査を通過できるよう期限の半月前までには申請が必要となる。

19. 変更届出

認定適用中の事業者が「認定申請書」または「認定更新申請書」の内容に変更（主に、事業者名、代表者名、住所が対象）があったときに行うべき届出。経済産業大臣宛の「認定変更届出書」を中心に提出後、書類確認後に受領される。申請内容に不備がある場合は、同書類の訂正により再申請を行う。なお、「認定変更届出書」は情報処理促進法施行規則第 43 条に基づき「様式第 18」として様式が定められている。

申請者情報として記入済みの 法人名／屋号、代表者名、住所、法人番号 のいずれかの変更が発生後、速やかに届出を行う。設問への回答内容に誤記等が判明した時も同様。また、不備があった場合には速やかに再申請が必要である。

20. 再申請

提出した申請書類に誤記、不明点がある場合、または新規申請・更新申請において認定基準を満たしていることが確認できない場合に、事務局からの不備連絡を受け、不備を解消した上で改めて行う申請を指す。

また、申請後に申請者自ら申請書類の訂正等を要すると判断し、事務局からの連絡を受ける前に再度行う申請も再申請に含まれる。